

## アール・イー・ジャパン株式会社 検査業務出張旅費規程

平成 21 年 9 月 1 日制定

- (い) 平成 22 年 1 月 1 日改定
- (ろ) 平成 22 年 3 月 21 日改定
- (は) 平成 22 年 8 月 17 日改定
- (に) 平成 22 年 9 月 10 日改定
- (ほ) 平成 23 年 1 月 1 日改定
- (へ) 平成 23 年 7 月 1 日改定
- (と) 平成 23 年 10 月 1 日改定

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定める確認検査業務手数料規程第 3 条、評価業務規程第 27 条第 2 項第五号及び住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程第 7 条 (以下「手数料規程」という。)の規定に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社 (以下「REJ」という。)が実施する確認検査業務、評価の業務及び適合証明業務並びにその他の出張を要する業務に係る出張旅費について、必要な事項を定める。(ほ)

### (出張旅費の計算方法)

第 2 条 出張旅費は、受検対象建築物等の建設地に REJ から最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合のものとして定める。

2 業務上又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定にかかわらず、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案して別に定めることができる。

### (出張旅費)

第 3 条 出張旅費は、REJ が経路等を勘案した別表第 1 及び第 2 に定める区分と別表第 3 に定める検査対象面積の区分に該当する出張旅費の欄の額とする。(ほ)

2 一の検査業務について複数の検査業務に係わる場合の前項の算定方法については、当該検査対象物件を一の検査業務とみなして適用する。

3 受検対象建築物等の建設地が別表で定める区分のうち 2 以上の区分にわたる場合の第 1 項の適用はもっとも遠方の区分による額とする。

4 別表第 1 の E 及び F の区分は、当該宿泊費実費相当額を加算した額を表示する。(ほ)

5 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 87 条の 2 及び第 88 条第 1 項の規定による確認申請の場合の第 1 項に規定する検査対象面積は、100 平方メートル以下の区分とする。

6 住宅金融支援機構適合証明業務のうち、中古住宅 (一戸建て等及びマンション) 及びリフォーム融資 (一戸建て等及びマンション) についての検査対象面積は、100 平方メートル以下の区分とする。

7 別表第 3 の表示額は、消費税額を加算した額とする。(ほ)

(出張旅費の見直しと改定)

第4条 前条の出張旅費は、適宜見直しを行い改定することができる。

(特約事項) (は)

第5条 この規程は、建築主との個別契約によって契約した協定団地において、別表第1から第3までの規定に関わらず、当該契約によって定めることができる。(は)

附則 この規程は、平成21年9月1日より施行する。

附則 この規程は、平成22年1月1日より施行する。(い)

附則 この規程は、平成22年3月21日より施行する。(ろ)

附則 この規程は、平成22年8月17日より施行する。(は)

附則 この規程は、平成22年9月20日より施行する。(に)

附則 この規程は、平成23年1月1日より施行する。(ほ)

附則 この規程は、平成23年7月1日より施行する。(へ)

附則 この規程は、平成23年10月1日より施行する。(と)

別表第1 (ろ) (へ)

備考 この表に掲げる区域は、平成22年3月21日における行政区画によって表示されたものとする。(ろ)

建設区域		
区分	都道府県の区分	市町村等の区分
A	滋賀県	一 大津市、彦根市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町及び多賀町の全域 (ほ) (と) 二 長浜市のうちB欄に該当しない地区又は地名 (と)
	京都府	一 京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の全域 (と) 二 南丹市及び京丹波町のうちB欄に該当しない地区又は地名 (ほ) (と)
	大阪府	全域 (と)
	兵庫県	神戸市、明石市、芦屋市、西宮市、宝塚市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市及び猪名川町の全域 (に) (ほ)
	奈良県	一 橿原市、生駒市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町及び明日香村の全域 (ほ) (と) 二 奈良市のうちB欄に該当しない地区又は地名 (ほ) (と)

B	滋賀県	長浜市のうち別表第2（ア）欄に定める地区又は地名（ほ）（と）
	京都府	一 南丹市のうち美山町の区域（ほ）（と） 二 京丹波町のうち別表第2（ア）欄に定める地区又は地名（ほ）（と）
	兵庫県	加古川市、高砂市、小野市、加東市、篠山市、三木市、西脇市、加西市、稲美町及び播磨町の全域（に）（ほ）
	奈良県	一 宇陀市、大淀町、下市町、吉野町及び山添村の全域（ほ）（と） 二 五條市のうちC欄に該当しない地区又は地名（と） 三 奈良市のうち別表第2（ア）に定める地区又は地名（ほ）（と）
	和歌山県（へ）	一 和歌山市、海南市、橋本市、岩出市、紀の川市及び九度山町の全域（と） 二 かつらぎ町のうちD欄に該当しない地区又は地名（と）
C	京都府	綾部市及び福知山市の全域（ほ）（と）
	兵庫県	一 たつの市、丹波市、市川町、神河町、太子町、多可町及び福崎町の全域（ほ）（へ） 二 姫路市及び宍粟市のうちD欄に該当しない地区又は地名（ほ）
	奈良県	一 曾爾村、東吉野村、御杖村、川上村、黒滝村、天川村及び野迫川村の全域（ほ）（と） 二 五條市のうち別表第2（イ）欄に定める地区又は地名（ほ）（と）
D	京都府	一 舞鶴市の全域（ほ）（と） 二 宮津市及び与謝野町のうちE欄に該当しない地区又は地名（ほ）
	兵庫県	一 相生市、赤穂市、朝来市、淡路市、洲本市、南あわじ市、上郡町及び佐用町の全域（ほ）（へ） 二 姫路市及び宍粟市のうち別表第2（ウ）欄に定める地区又は地名（ほ）
	和歌山県（へ）	一 有田市、御坊市、美浜町、湯浅町、由良町、広川町、日高町、紀美野町及び高野町の全域 二 有田川町、日高川町、印南町及びみなべ町のうちE欄に該当しない地区又は地名 三 かつらぎ町のうち別表第2（ウ）欄に定める地区又は地名
E	京都府	宮津市及び与謝野町のうち別表第2（エ）欄に定める地区又は地名（ほ）
	兵庫県	養父市の全域（ほ）
	和歌山県（へ）	一 上富田町の全域 二 田辺市及び白浜町のうちF欄に該当しない地区又は地名 三 有田川町、日高川町及び印南町のうち別表第2（エ）欄に定める地区又は地名
F	京都府	京丹後市及び伊根町の全域（ほ）
	兵庫県	豊岡市、香美町及び新温泉町の全域（ほ）
	奈良県（へ）	上北山村、下北山村及び十津川村の全域

	和歌山県 (へ)	一 新宮市、那智勝浦町、太地町、すさみ町、串本町、古座川町及び北山村の全域 二 田辺市及び白浜町のうち別表第2(オ)欄に定める地区又は地名
--	-------------	--

別表第2

区分	行政区		地区、区域又は地名
(ア)	滋賀県	長浜市	高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の地区(ほ)(と)
	京都府	京丹波町	一 安栖里、市場、出野、稲次、大倉、大迫、大簾、小畑、角、上栗野、上乙見、才原、坂原、塩谷、篠原、下栗野、下乙見、中、長瀬、中山、西河内、広瀬、広野、細谷、仏主、本庄及び升谷の地区(ほ)(と) 二 栗野、井尻、猪鼻、井脇、大朴、鎌谷奥、鎌谷下、鎌谷中、上大久保、小野、三ノ宮、質志、質美、下大久保、戸津川、橋爪、八田、東又、保井谷、水呑、水原、妙楽寺及び和田の地区(ほ)(と)
	奈良県	奈良市	一 藪生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之荘町、針町、針ヶ別所町、来迎寺町の地区(ほ)(と) 二 月ヶ瀬石内、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野の地区(ほ)(と)
(イ)	奈良県	五條市	西吉野町及び大塔町の地区(と)
(ウ)	兵庫県	姫路市	安富町地区、夢前町地区及び家島町地区
	兵庫県	宍粟市	一宮町、千種町及び波賀町の地区(ほ)
(エ)	和歌山県(へ)	かつらぎ町	花園新子、花園池ノ窪、花園北寺、花園久木、花園中南及び花園梁瀬の地区(と)
	京都府	宮津市	岩ヶ鼻、江尻、大垣、大島、奥波見、落山、上、上世屋、木子、国分、小松、里波見、下世屋、田原、外垣、中野、中波見、長江、成相寺、難波野、畑、東野、日ヶ谷、日置、松尾、溝尻、藪田の地区(ほ)
		与謝野町	明石、温江、幾地、石川、岩屋、上山田、後野、香河、金谷、加悦、加悦奥、算所、下山田、滝、三河内、与謝、四辻の地区(ほ)

	和歌山 県(へ)	有田川町	一 青田、畔田、有原、市場、糸川、糸野、岩野河、宇井苔、生石、大藪、大西、小川、尾上、小原、金屋、釜中、上六川、川口、歎喜寺、黒松、下六川、修理川、瀬井、立石、谷、中、中井原、中野、中峯、丹生、西ヶ峯、沼田、延坂、長谷川、彦ヶ瀬、伏羊、本堂、松原、吉原の地区(と) 二 粟生、板尾、井谷、大蔵、押手、上湯川、川合、北野川、楠本、久野原、境川、清水、下湯川、杉の原、遠井、中原、二沢、沼、沼谷、東大谷、日物川、二川、三瀬川、三田、宮川、室川の地区(と)
		日高川町	一 姉子、老星、大又、上田原、小釜本、佐井、坂野川、下田原、高津尾、高津尾川、田尻、西原、原日浦、船津、三佐、三十井川、三十木の地区(と) 二 浅間、愛川、弥谷、初湯川、皆瀬、上初湯川、上越方、川原河、串本、熊野川、寒川、滝頭の地区(と)
		印南町	皆瀬川、上洞、川又、小原、崎ノ原、高串、田ノ垣内、西神ノ川、丹生、垣内、西神ノ川、丹生、榎川、松原、美里の地区
		みなべ町	市井川、晩稲、清川、熊岡、熊瀬川、島の瀬、筋、高野、滝、谷口、徳蔵、土井、西本庄、東神野川、東本庄、広野の地区(と)
(オ)	和歌山 県(へ)	田辺市	一 中辺路町、本宮町、龍神村の地区(と) 二 鮎川、九川、串、合川、小谷、五味、木守、下川上、下川下、下露、竹ノ平、谷野口、東伏菟野、平瀬、深谷、向山、面川、熊野、和田の地区(と)
		白浜町	安居、安宅、市鹿野、宇津木、大、大瀬、大古、小房、北谷、口ヶ谷、上露、小川、里谷、塩野、城、竹垣内、田野井、玉伝、寺山、中嶋、日置、久木、向井平、矢田の地区(と)

別表第3 (ほ) (へ)

(消費税込み)

別表第1の 区分 検査対象面積 (㎡)	出張旅費 (円/1 検査)					
	A (日当として)	B (日当+交 通費として)	C (日当+交 通費として)	D (日当+交 通費として)	E (日当+交 通費+宿泊 費として)	F (日当+交 通費+宿泊 費として)
200 以下	加算なし	5,000	7,000	34,000	60,000	70,000
200 を超 1,000 以下	加算なし	6,000	8,000	34,000	60,000	70,000
1,000 を超え 2,000 以下	加算なし	7,000	9,000	34,000	60,000	70,000
2,000 を超え 10,000 以下	3,000	8,000	10,000	52,000	90,000	105,000
10,000 を超え	5,000	9,000	12,000	52,000	120,000	140,000